

鳥取県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画道路3・6・1号高福西御門線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

鳥取市河原町高福、山手、郷原及び三谷並びに八頭町破岩、船岡、下濃、上野及び西御門